

倉吉市空き家空き店舗出店活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市空き家空き店舗出店活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「出店者」とは、市内において、新規に店舗（支店等であるものを含む。）を開設する個人又は法人をいう。ただし、移転による店舗の開設の場合は、市外からの移転に限る。

2 この要綱において「空き家」とは、市内に存する過去に住居として利用されていた実績がある建物をいう。

3 この要綱において「空き店舗」とは、市内に存する過去に店舗として利用されていた実績がある建物をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、空き家及び空き店舗の商業用としての利活用をもって中心市街地をはじめとする市内の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、市内において、別表の第1欄に掲げる補助事業を行う同表の第3欄に掲げる事業実施主体（同表の第6欄の2に掲げる要件に該当する者を除く。）（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助対象経費に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

(申込み)

第5条 本事業に申込みをしようとするものは、倉吉市空き家空き店舗出店活用事業採択申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項で定める必要な書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(事業の審査及び採択)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容について審査を行う。

2 前項の審査の基準は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の審査により当該申込みに係る内容の採択又は不採択を決定したときは、倉吉市空き家空き店舗出店活用事業採択通知書（様式第4号）又は倉吉市空き家空き店舗出店活用事業不採択通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 市長は前項の採択の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

5 規則第13条及び第21条の規定は、第3項による採択の決定をする場合について準用する。

(採択内容の変更等)

第7条 前条の規定により採択の決定を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）は、同条の規定により採択を受けた事業を変更（市長が別に指定するものを除く。）または中止しようとするときは、事業採択変更等申請書（様式第6号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは事業採

択変更等承認決定通知書（様式第7号）により、不相当と認めるときは事業採択変更等不承認決定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

（交付の申請の時期等）

第8条 第4条に規定する補助金の交付を受けようとする採択事業者は、規則第5条の申請書を必要書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 別表の第1欄に掲げる家賃支援事業を申請するものに対し、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 賃借契約書の写し

（2） その他、実施主体の確認のために市長が相当と認めるもの

4 別表の第1欄に掲げる店舗改装事業を申請するものに対し、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、空き家及び空き店舗の所有者は、様式第9号の提出を不要とする。

（1） 改装工事に係る見積書の写し（2社以上のもの）

（2） 改装工事に係る物件所有者の承諾書（様式第9号）

（3） 連帯保証書（様式第10号）

（4） 誓約書（様式第11号）

（5） その他、実施主体の確認のために市長が相当と認めるもの

（連帯保証）

第9条 事業実施主体は、補助金の交付申請に際して、連帯保証人を付すものとし、連帯保証人になろうとする者から連帯保証書を徴し、市長に提出しなければならない。

2 連帯保証書は、様式第10号によるものとする。

3 市長は、前項に定める連帯保証書に記載された者が連帯保証人になることを承諾できない場合には、事業実施主体に対し、他の者を連帯保証人にするよう請求することができる。

（交付決定の時期等）

第10条 補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第12号によるものとする。

3 補助金の交付は、同一の事業実施主体につき別表の第6欄の1に掲げる交付回数を限度とする。

（承認を要しない変更等）

第11条 第7条及び規則第12条第1項の市長が指定する変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1） 補助金の増額又は2割を超える減額を伴うもの

（2） 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第12条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 2 号及び様式第 3 号によるものとする。

3 規則第 17 条第 2 項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 支払いに係る証憑書類の写し

(2) 補助事業の事業実績が分かる図面、写真等

(補助金の支払)

第 14 条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第 20 条に定めるところによる。

(交付額の確定の通知)

第 15 条 規則第 18 条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第 13 号によるものとする。

(財産処分の承認等)

第 16 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、事業実施主体が別表の第 6 欄の 3 に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、事業実施主体及び連帯保証人に対して、当該店舗における営業が継続した期間を 5 年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割り計算により算出し、期限を定めて、当該算出額の返還及び規則第 23 条に定める延滞金の支払いを請求するものとする。ただし、事業実施主体の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表(第4条、第7条、第11条関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率	5 限度額	6 交付の制限
家賃支援事業	店舗賃借料(出店した日が属する月から12月を経過する月までのものに限り、敷金、礼金、共益費等の店舗賃借料に付随して必要となる経費を除く。)	小売、飲食又はサービス業を営む出店者(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うものに	3分の2	1月につき 28,000円	1 交付回数は、1事業実施主体につき当該年度1回とする。ただし、当該年度内に店舗改装が終了し、営業が開始される場合は、出店促進事業と店舗改装事業を併用することができる。 2 次に該当する場合は、交付を受けることができない(出店者又は貸主が法人等の場合はその代表者及び役員を含む。)
店舗改装事業	①工事費(出店者が空き家、空き店舗に出店し営業するために資する基本的な内装及び外装の改装並びに設計に要する経費。) ②設備費(営業するために必要な物で、原則として建物に固定する備品。)	限る。また、適正化法第2条第1項第4号及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業を除く。)又は市長が特に認めた業種で、集客効果が見込める事業を始める出店者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する規模の者に限る。)	2分の1	倉吉市中心市街地活性化基本計画における認定区域内の場合 100万円 倉吉市中心市街地活性化基本計画における認定区域外の場合 50万円	(1)出店者に市町村税の滞納があるとき (2)出店者が貸主の経営する会社の役員の時 (3)出店者が貸主と生計を一にする者であるとき (4)改装しようとする空き家、空き店舗を所有してから1年が経過するとき 3 特別な理由のない限り、出店した日から5年を経過する日まで継続して店舗を使用して事業を営むものであること。